

改良区  
収受印

# 納付書送付依頼書

金融機関  
經由印

私が納付する児島湾土地改良区賦課金及び負担金について、令和 年 月 日以降納期が到来するものを、下記により口座振替により納付したいので、納付賦課金等必要な事項を記載した通知書は、下記の金融機関あて送付してください。

記

1. 通知書送付先
2. 口座振替により納付する賦課金

児島湾土地改良区賦課金全期，関連揚水機負担金

令和 年 月 日

住所  
フリガナ氏名  
生年月日 明大昭平 年 月 日  
電話（局）番

児島湾土地改良区 御中

※ 改良区整理 (記入しないでください)

整理番号		
口座番号		

# 預金口座振替依頼書

令和 年 月 日

御中

住所  
フリガナ氏名  
電話（局）番

児島湾土地改良区から私名義の通知書が貴行（組合）に送付されたときは、預金口座振替により納付することとしたので、下記により、指定預金口座から所定の納期の最終日まで、前記通知書記載の金額を払い出し納付して下さい。

記

1. 対象科目 賦課金全期，関連揚水機負担金
2. 指定預金口座

預金種類	口座番号	預金者名	預金者印	印鑑照合
当座・普通 納税・組総				

- 注 1. 預金種類を○で囲んでください。  
2. 預金者印はあらかじめお届の印鑑を押してください。

3. 預金の払出手続きについては、当座勘定取引約定書または預金規定にかかわらず、私が行なうべき当座小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出などいたしませんから、貴行（組合）所定の方法で処理されること。
4. 指定預金残高が振替日において、通知書の金額に満たないときは、私に通知することなく通知書を返却されても異議はないこと。
5. この口座振替契約は貴行（組合）が必要と認めた場合には解除されても異議はないこと。
6. この口座振替契約を解除する場合には、私から納入組合長を経由して指定金融機関ならびに児島湾土地改良区宛連絡すること。
7. この取扱いについてかりに紛議が生じて、貴行（組合）には迷惑をかけないこと。